

条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第七十四号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例(平成十二年埼玉県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表第一号中「第七条」を「第八条」に改める。

別表第一号の表第十七号の次に次の十号を加える。

十八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査	特定遊興飲食店 営業許可申請手数料	次に掲げる当該審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該申請を行う者が同時に他の同法第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、それぞれ当該金額から八千円を減じた金額) イ 三月以内の期間を限って営む同法第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査 一万四千円(同法第三十一条の二十三において準用する同法第四条第三項の規定が適用される営業所につき当該申請を行う場合における当該申請に係る審査にあっては、二
---	----------------------	---

<p>十九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第五条第四項の規定に基づく許可証の再交付</p>	<p>特定遊興飲食店 営業許可証再交付手数料</p>	<p>万八百円） ロ その他の審査 二万四千円（同法第三十一条の二十三において準用する同法第四条第三項の規定が適用される営業所につき同法第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、三万八百円）</p>
<p>二十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店 営業相続承認申請手数料</p>	<p>八千六百元（当該申請を行う者が同時に他の同法第三十一条の二十三において準用する同法第七条第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千八百円）</p>
<p>二十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の</p>	<p>特定遊興飲食店 営業者合併承認申請手数料</p>	<p>一万千円（当該申請を行う者が同時に他の同法第三十一条の二十三において準用する同法第七条の二第一項の規定に</p>

<p>二十三において準用する同法第七条の二第一項の規定に基づく特定遊興飲食店業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査</p>		<p>基づく承認の申請を行う場合における当該同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千三百円)</p>
<p>二十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の三第一項の規定に基づく特定遊興飲食店業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店業者分割承認申請手数料</p>	<p>一万千円(当該申請を行う者が同時に他の同法第三十一条の二十三において準用する同法第七条の三第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千三百円)</p>
<p>二十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業所構造設備変更承認申請手数料</p>	<p>九千九百円</p>
<p>二十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九条第四項の規定</p>	<p>特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料</p>	<p>千四百円</p>

<p>に基づく許可証の書換え</p>	<p>特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料</p>	<p>一万三千円（当該申請を行う者が同時に他の同法第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第一項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあつては、一万円）</p>
<p>二十五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第一項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に対する審査</p>	<p>特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料</p>	<p>千百円</p>
<p>二十六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第五項の規定に基づく認定証の再交付</p>	<p>特定遊興飲食店営業所管理者講習手数料</p>	<p>講習一時間につき 六百五十円</p>
<p>二十七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第二十四条第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習</p>	<p>特定遊興飲食店営業所管理者講習手数料</p>	<p>講習一時間につき 六百五十円</p>

（埼玉県証紙条例の一部改正）

第二条 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の項第十二号の四の次に次の十号を加える。

-
- 十二の五 特定遊興飲食店営業許可申請手数料
 - 十二の六 特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料
 - 十二の七 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料
 - 十二の八 特定遊興飲食店営業者合併承認申請手数料
 - 十二の九 特定遊興飲食店営業者分割承認申請手数料
 - 十二の十 特定遊興飲食店営業所構造設備変更承認申請手数料
 - 十二の十一 特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料
 - 十二の十二 特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料
 - 十二の十三 特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料
 - 十二の十四 特定遊興飲食店営業所管理者講習手数料
-

附 則

1 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、第一条中埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例別表第一号の表第十七号の次に十号を加える改正規定（第十八号に係る部分に限る。）及び第二条中埼玉県証紙条例別表埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の項第十二号の四の次に十号を加える改正規定（第十二号の五に係る部分に限る。）は、平成二十八年三月二十三日から施行する。

2 改正後の埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例別表第一号の表第十八号の規定の適用については、平成二十八年三月二十三日から同年六月二十二日までの間は、同表第十八号の規定中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」とあるのは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）第二条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」とする。